

地域産業保健センターを
ご利用ください。

長時間労働者
への医師による
面接指導

高ストレス者
への医師による
面接指導

健診結果に
ついての
医師からの
意見聴取

個別訪問に
よる
産業保健指導
の実施

健康相談
窓口の開設

ご利用は
無料です

地域窓口（地域産業保健センター）は、労働者数50人未満の産業医の選任義務のない小規模事業場の事業者や労働者に対して、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを提供しています。相談は無料です。是非ご活用ください。

※ご利用には、事前の予約が必要です。また、利用回数にも制限があります。詳細は、お近くの地域窓口（裏面をご覧ください）もしくは埼玉産業保健総合支援センターにお問い合わせください。

地域窓口（地域産業保健センター）は、労働者数 50 人未満の小規模事業場の事業者や労働者に対し以下のサービスを無料で提供しています。是非ご活用ください。

長時間労働者への医師による面接指導

労働安全衛生法では、脳・心臓疾患の発症を予防するため、長時間にわたる労働により疲労の蓄積した労働者に対して労働者の申出により、事業者は医師による面接指導を実施することが義務づけられています。常時労働者数 50 人未満の小規模事業場においても、平成 20 年 4 月より適用されています。

高ストレス者への医師による面接指導

労働安全衛生法 66 条の 10 に基づき、安衛則第 52 条の 15 に規程する要件に該当する労働者（ストレスチェックの結果、高ストレスであり、面接指導が必要であるとストレスチェックの実施者等の医師が判定した者）を対象として面接指導を実施し、事後措置に係る事業者からの意見聴取に対し、意見陳述を実施します。

健診結果についての医師からの意見聴取

健康診断で異常の所見があった労働者に対して、健康保持のための対応策などについて、事業主が医師から意見を聞くことができます。

個別訪問による産業保健指導の実施

医師・保健師または労働衛生工学の専門家（労働衛生工学専門員）が事業場を訪問し、産業保健に関する総合的なアドバイスを行います。ご希望により、職場巡視を行い、改善点等の助言を行います。

健康相談窓口の開設

健康診断結果に基づいた健康管理、作業関連疾患の予防方法、メンタルヘルスに関すること、日常生活における健康保持増進の方法などについて医師や保健師が健康相談に応じます。なお、一部のセンター（各都道府県 1~4 ヶ所程度）では、休日・夜間にも利用できるよう窓口の開設等を行っています。

No.	地域窓口名	電話番号
1	浦和地域産業保健センター（浦和医師会内）	048-824-6842
2	与野地域産業保健センター（さいたま市与野医師会）	048-852-6149
3	朝霞地域産業保健センター（朝霞地区医師会）	048-464-4666
4	川口地域産業保健センター（川口市医師会内）	048-225-0933
5	大宮地域産業保健センター（大宮医師会内）	048-651-5050
6	熊谷地域産業保健センター （受付：埼玉産業保健総合支援センター）	048-829-2661
7	川越地域産業保健センター（川越市医師会内）	049-222-0794
8	春日部地域産業保健センター（春日部市医師会内）	048-736-7522
9	所沢地域産業保健センター（所沢市医師会内）	04-2992-8026
10	行田地域産業保健センター（行田市医師会内）	048-556-8040
11	秩父地域産業保健センター（秩父郡市医師会）	0494-23-2149

独立行政法人労働者健康安全機構 埼玉産業保健総合支援センター

さいたま市浦和区高砂 2-2-3 さいたま浦和ビルディング 6F TEL: 048-829-2661 FAX: 048-829-2660
<http://www.saitamas.johas.go.jp/>